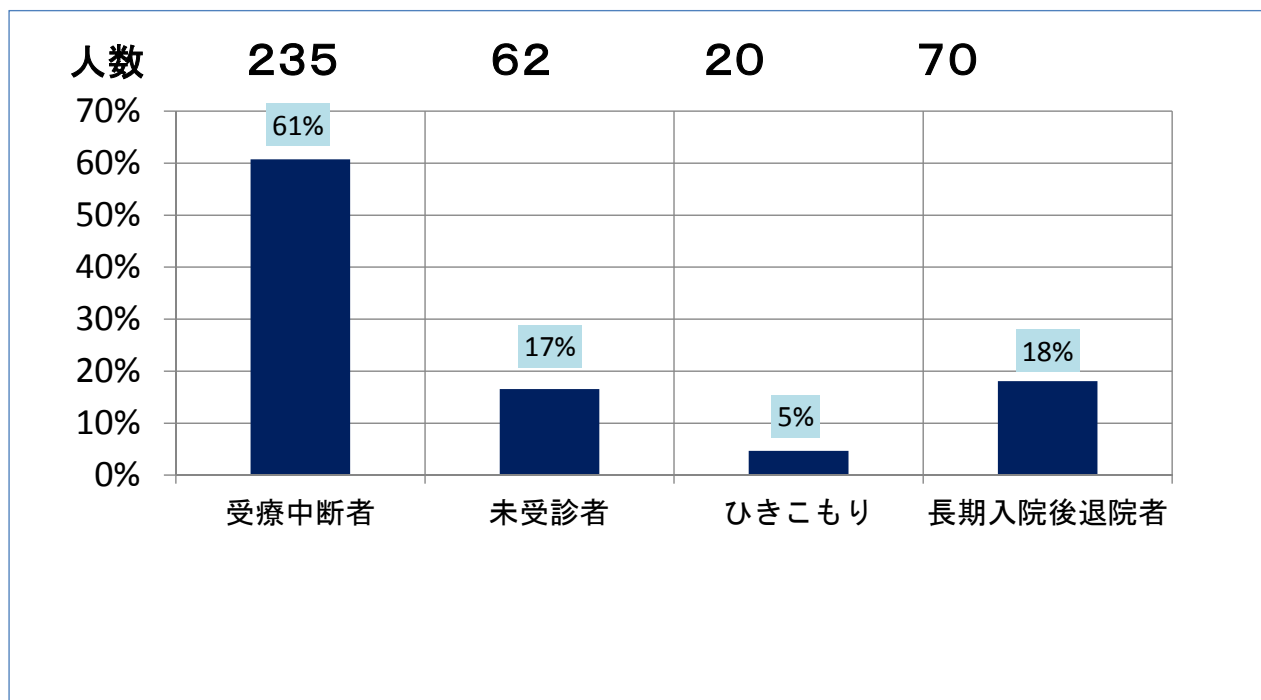
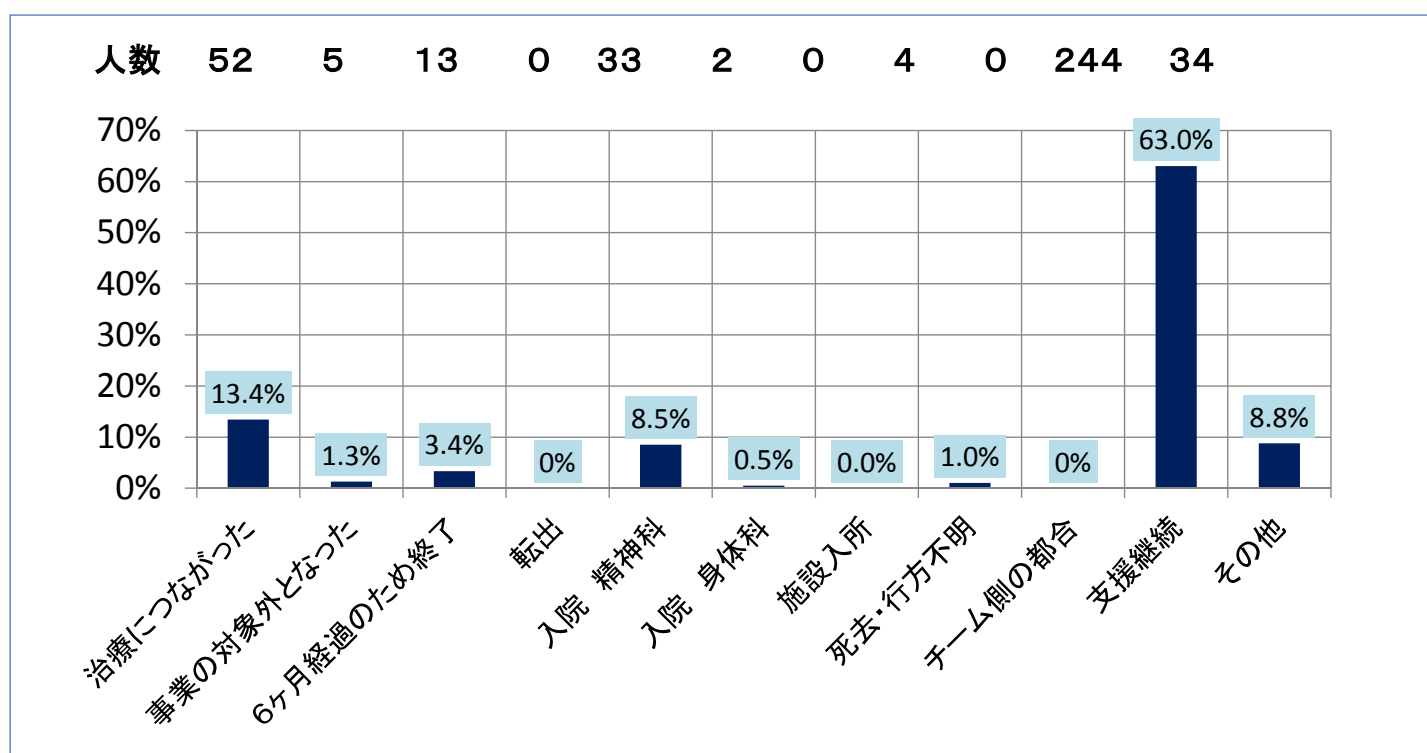


## 精神障害者アウトリーチ推進事業(平成24年度)実績 対象者数(状態像別) 【N=387】



## 精神障害者アウトリーチ推進事業(平成24年度)実績 対象者数(転帰別) 【N=387】



## 精神障害者アウトリーチ推進事業

(平成26年度より地域生活支援事業に一括計上)

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援体制を確保する。

【実施主体】都道府県 【補助率】1/2

※医療にかかるアウトリーチについては、一部診療報酬化

### ◎精神障害者地域生活支援広域調整等事業

#### ◆アウトリーチの実施及び広域連携調整

保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるため、アウトリーチによる支援を行うとともに、アウトリーチ活動に関して関係機関との広域的な調整等を行う。

#### ◆アウトリーチチーム体制の確保等

地域の関係者、当事者、家族、行政職員等から構成する評価検討委員会を設置し、アウトリーチチームの事業に係る評価検討を定期的に行うなど、アウトリーチを円滑に実施するための体制を確保する。

### ◎精神障害関係従事者養成研修事業

#### ◆アウトリーチ関係者研修

アウトリーチについて、関係者の理解を深めるとともに、支援に従事する者の人材養成を図る。

平成26年度診療報酬改定

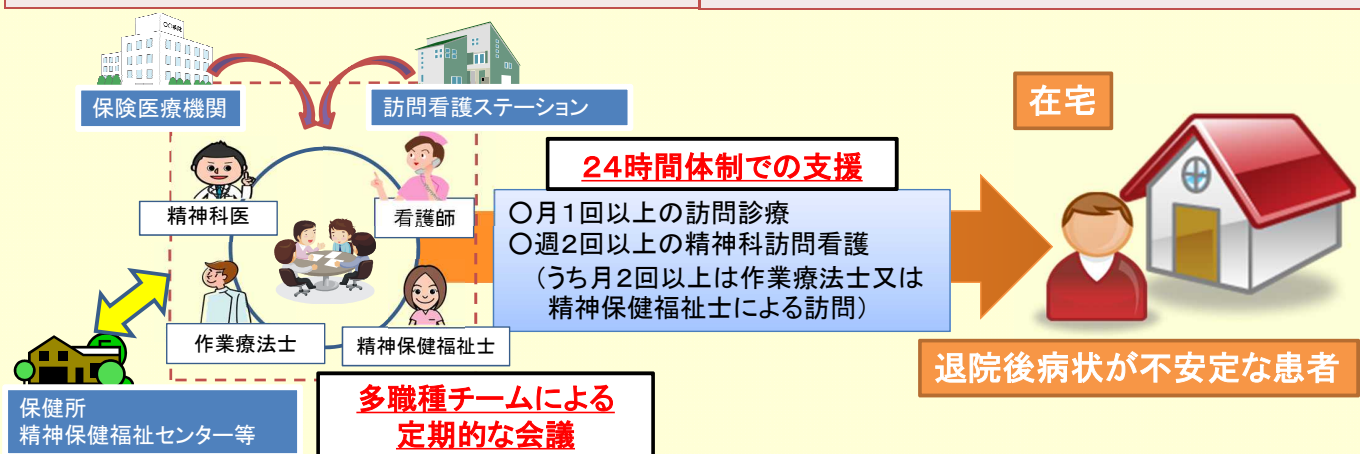
## 精神疾患をもつ患者の地域移行と地域定着の推進①

### 精神科重症患者早期集中支援管理料①

- 長期入院後や入退院を繰り返す病状が不安定な退院患者の地域移行を推進する観点から、24時間体制の多職種チームによる在宅医療に関する評価を新設する。

#### (新) 精神科重症患者早期集中支援管理料(月1回6月以内)

1 保険医療機関が単独で実施する場合	2 訪問看護ステーションと連携する場合
イ 同一建物居住者以外の場合 1800点	イ 同一建物居住者以外の場合 1480点
ロ 同一建物居住者の場合 (1)特定施設等に入院する者の場合 900点 (2) (1)以外の場合 450点	ロ 同一建物居住者の場合 (1)特定施設等に入院する者の場合 740点 (2) (1)以外の場合 370点



## 精神科重症患者早期集中支援管理料②

### [算定要件]

訪問診療を月1回以上及び精神科訪問看護を週2回以上(うち月1回以上は精神保健福祉士又は作業療法士が訪問)実施している患者に対し、退院した日から起算して6月以内の期間に限り算定する。

### [対象患者]

以下①～④のすべてを満たす者。

- ①1年以上精神病床に入院して退院した者又は入退院を繰り返す者。
- ②統合失調症、気分障害又は重度認知症の患者で、退院時のGAF40以下の者。
- ③精神科を標榜する保険医療機関への通院が困難な者。
- ④障害福祉サービスを利用していない者。

### [施設基準]

- ①常勤精神保健指定医、常勤看護師又は常勤保健師、常勤精神保健福祉士及び常勤作業療法士の4名から構成される専任のチームが設置されていること(いずれか1人は専従)。
- ②上記4人を含む多職種会議を週1回以上開催(月1回以上は保健所又は精神保健福祉センター等と共同)すること。
- ③24時間往診及び看護師又は保健師による精神科訪問看護が可能な体制を確保していること。
- ④地域の精神科救急医療体制の確保に協力等を行っていること。

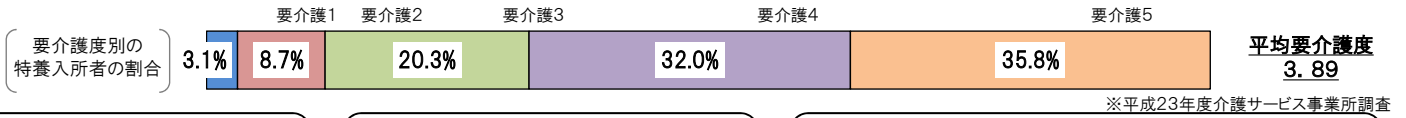
## 4. 介護保険サービス・施設類型、サ高住ほか 高齢者の住まいについて

# 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）について

【根拠法：介護保険法第8条第26項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う
- 定員が29名以下のものは、地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)と呼ばれる

≪ 施設数： 7,884施設 サービス受給者数：51.7万人（平成25年10月） ≫ ※介護給付費実態調査



- ≪設置主体≫
- 地方公共団体
  - 社会福祉法人 等

- ≪人員配置基準≫
- 医師：必要数
  - 介護・看護職員：3:1 等

- ≪設備基準≫
- 居室定員：原則1人(参酌すべき基準)
  - 居室面積：1人当たり10.65㎡ 等

## 多床室

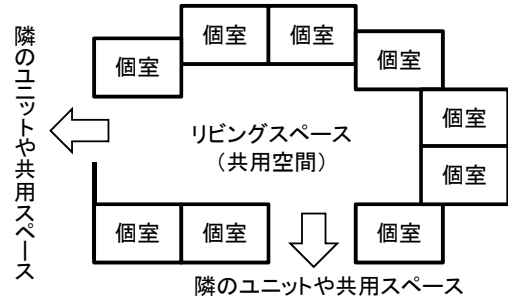
- 多床室（既設）の介護報酬：907単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均2.0人（平成23年）



## ユニット型個室

- ユニット型個室の介護報酬：941単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均1.6人（平成23年）

- ※ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重
- ※ リビングスペースなど、在宅に近い居住空間
- ※ なじみの人間関係（ユニットごとに職員を配置）



## 養護老人ホームの概要

### 1. 制度の目的

- 65歳以上の者であって、**環境上の理由**及び**経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設。（老人福祉法第20条の4）
- 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

#### (措置の理由)

- ・環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- ・経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

### 2. 制度の概要

- 施設数等
  - ・施設数 893施設
  - （H23.10現在）
  - ・定員数 60,752人
  - ※回収できた施設のみ
  - ・入所者数 56,381人（入所率 92.8%）
- 利用対象者
  - ・市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定
- 面積基準
  - ・10.65㎡以上
- 介護保険との関係（平成18年度より）
  - ・入所者が介護保険の居宅サービスの利用が可能
  - ・「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能

### 3. 支援措置

- 平成24年度より、養護老人ホームへの入所を要する高齢者が引き続き住み慣れた地域で生活が続けられるよう、比較的設置が容易である「小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）」の整備費用を、ハード交付金・ソフト交付金のメニューに追加している。

※ 養護老人ホーム保護費負担金（運営費）（H17～）や上記以外の整備費（H18～）は、地方公共団体へ税源移譲している。

# 軽費老人ホームの概要

## 1. 制度の目的

- 無料又は低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設。（老人福祉法第20条の6）
- 設置に当たって、市町村・社会福祉法人は都道府県知事への届出、他の法人は都道府県知事の許可が必要。

### 【軽費老人ホームの種別】

- ① 高齢者が卑い生活となっても自立した生活が送れるように配慮した「ケアハウス」
- ② 都市部における低所得高齢者に配慮した小規模なホームである「都市型」
- ③ 食事の提供や日常生活に必要な便宜を供与する「A型」（※経過措置）
- ④ 自炊を原則とする「B型」（※経過措置）

## 2. 制度の概要

- 施設数等
  - ・ 施設数 2,001施設
  - ・ 定員数 85,220人
  - ・ 利用者数 79,648人（利用率 93.5%）
- 利用対象者
  - ・ 60歳以上、家庭環境、住宅事情等の理由で在宅での生活が困難な者。（利用者と施設長との契約による）

### ○ 面積基準

ケアハウス	都市型	A型（経過措置）	B型（経過措置）
21.6㎡(13畳)【单身】 31.9㎡(19畳)【夫婦】	7.43㎡/人(4.5畳) 10.65㎡(6.5畳)が望ましい	6.6㎡/人(4畳)	16.5㎡(10畳)【单身】 24.8㎡(15畳)【夫婦】

- 介護保険との関係
  - ・ 利用者が介護保険の居宅サービスの利用が可能
  - ・ 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能（H12～）
  - （「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能（H18～））

## 3. 支援措置

- 平成17年度より、小規模な軽費老人ホーム（定員29人以下、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）の整備費用をハード交付金（H21以降は介護基盤緊急整備等臨時特例基金）の対象としている。
  - 平成22年度より、都市型軽費老人ホームの整備費用を、ハード交付金の対象としている。
  - 平成24年度より、都市型軽費老人ホームの整備に必要な開設準備経費を、ソフト交付金の対象としている。
- ※ 軽費老人ホームの事務費（H16～）や上記以外の整備費（H18～）は、地方公共団体へ税源移譲している。

# 有料老人ホームの概要

## 1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない（株式会社、社会福祉法人等）。

## 2. 有料老人ホームの定義

- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設。



## 3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受けなければならない。

※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例：個室で1人あたり13㎡以上等)

有料老人ホーム数の推移

